

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

関係機関との協議による橋梁構造から盛土構造への見直し

(常磐自動車道 ジョウハン トミカ 常磐富岡IC ~ ナミエ 浪江IC)

当初計画

- ・管理型廃棄物最終処分場である北部埋立処分場は平成16年に覆土が完了し、2年間の水質管理の後、施設廃止し本線盛土を行うことで検討
- ・しかし平成17年12月の水質検査で異常値を確認し、処分場施設廃止の目途が立たず



処分場埋立部の地盤を改変しないように、上空を橋梁で横架する計画



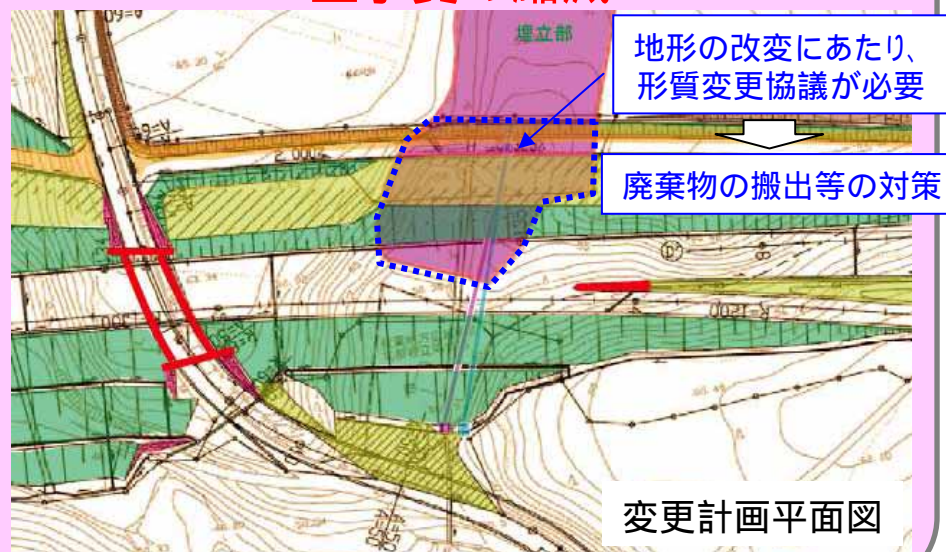
当初計画平面図

経営努力による変更

- ・いつ処分場を廃止できるか分からない中で、盛土への構造変更も想定し、組合と連携を図りながらできる事を最大限努力
 - ・特に福島県との形質変更協議では、これまで事例がなかったため、周辺環境への影響・将来の管理リスク等について事前協議を重ねる
 - ・地権者とも事前交渉
- ↓
- ・2年後の水質管理で施設廃止が決定した際に、速やかに構造変更することができた



橋梁構造を盛土構造に見直すことによる
工事費の縮減



変更計画平面図

ナニ

ナニ

- ・常磐道は、太平洋側の縦貫として国道6号と平行する全長約350kmの自動車専用道路
- ・常磐富岡～浪江間(延長約14km)は平成23年の供用を目指し、常磐道と国道114号と接続



道路構造の見直しの経緯【当初計画】

- ・ 浪江IC近くで、双葉地方広域市町村圏組合が管理する**北部埋立処分場**を横架
- ・ 北部埋立処分場は、敷地面積約14,000㎡、全体埋立容量約38,000㎥の管理型廃棄物最終処分場
- ・ 昭和54年4月から埋立てが開始され、平成16年4月に廃棄物の埋立てが完了し、平成16年5月に覆土が完了
- ・ 管理者により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、施設廃止に向け2年間の浸出水の水質管理を実施

平成17年12月水質検査で異常値を確認

処分場施設の廃止手続きの目途が立たない

当初計画：
処分場埋立部の地盤を改変しないように、上空を橋梁で横架する計画

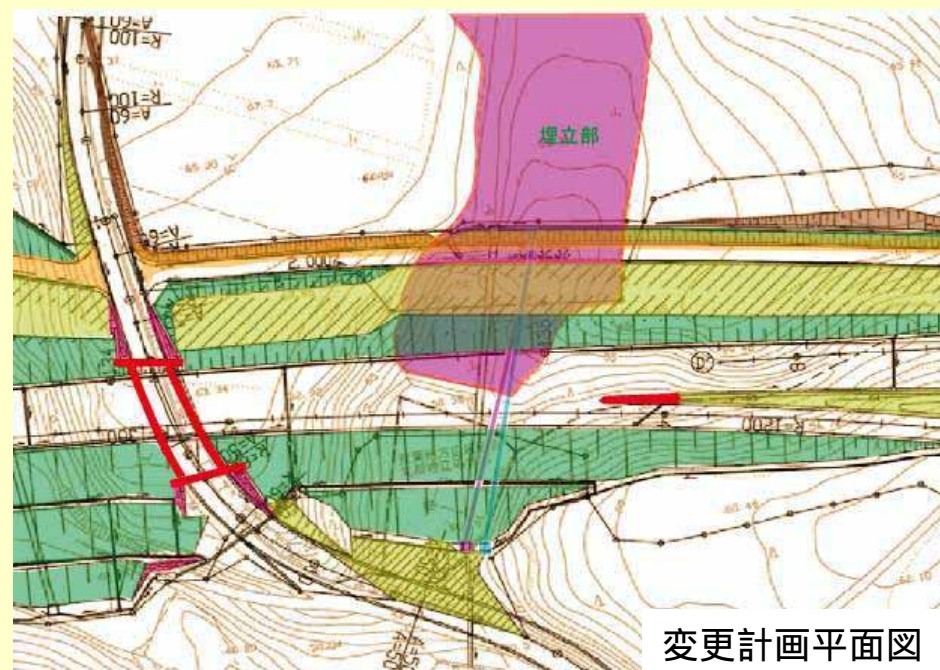
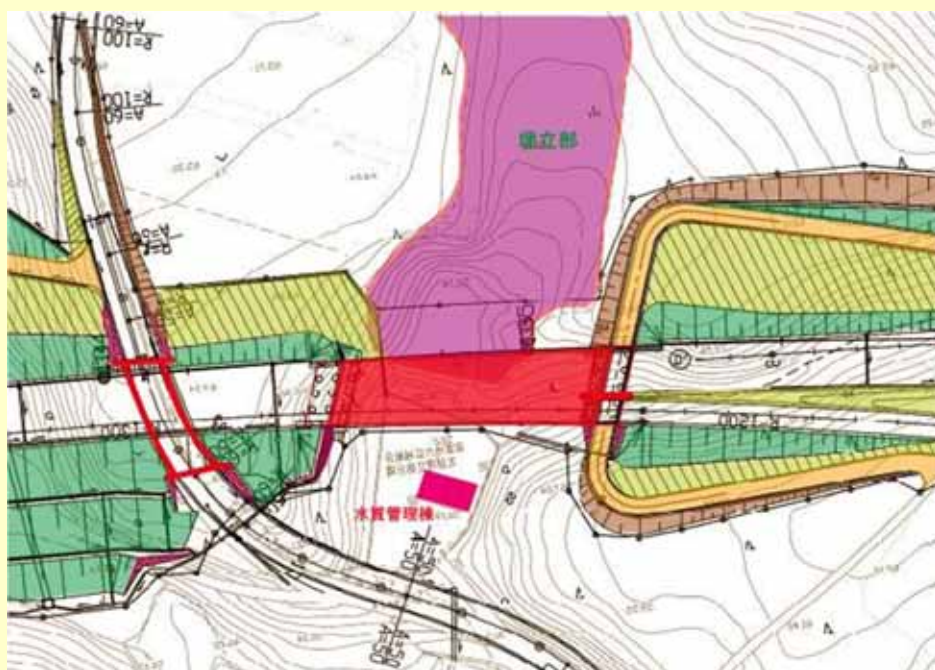


当初計画平面図

橋梁構造から盛土構造への見直しの検討

コスト縮減を図るため、橋梁構造から盛土構造への見直しを検討

当該箇所において橋梁構造から盛土構造に見直し



変更計画平面図

橋梁構造を盛土構造に見直した場合の課題

組合における施設廃止手続き

福島県との形質変更協議(廃掃法第15条に基づく協議)

用地の追加買収が必要

埋立てした産業廃棄物の影響

橋梁構造から盛土構造に見直した場合の課題に対する取組み

【取組内容】組合における施設廃止手続き

- ・水質検査を実施し、2年間継続して基準を満足することを確認する必要がある
- ・平成17年12月の異常値が確認された検査から更なる2年間の水質管理が必要

継続した状況確認を実施

2年間の水質確認後、速やかに施設廃止手続きに移行するよう組合と密に連携

【取組内容】用地の追加買収

- ・施設廃止手続き完了時、すみやかに用地追加買収を行う必要がある

短期間で用地の買収を実施するため、地権者と
事前交渉をした結果、迅速に用地買収を実施(H20.7用地契約)

【取組内容】福島県との形質変更協議(廃掃法第15条に基づく協議)

- ・産業廃棄物処分場の許可権者である福島県と協議を実施する必要がある

埋立処分場の形質変更協議の事例がないため、協議に時間が必要

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(H17.6環境省)に基づき、資料を作成し、埋立処分場の形質変更に伴う周辺環境への影響や将来の管理リスクなどに留意し協議を実施。平成21年2月に形質変更届が受理され、盛土工事としての着手が可能となる

橋梁構造から盛土構造に見直した場合の課題に対する取組み

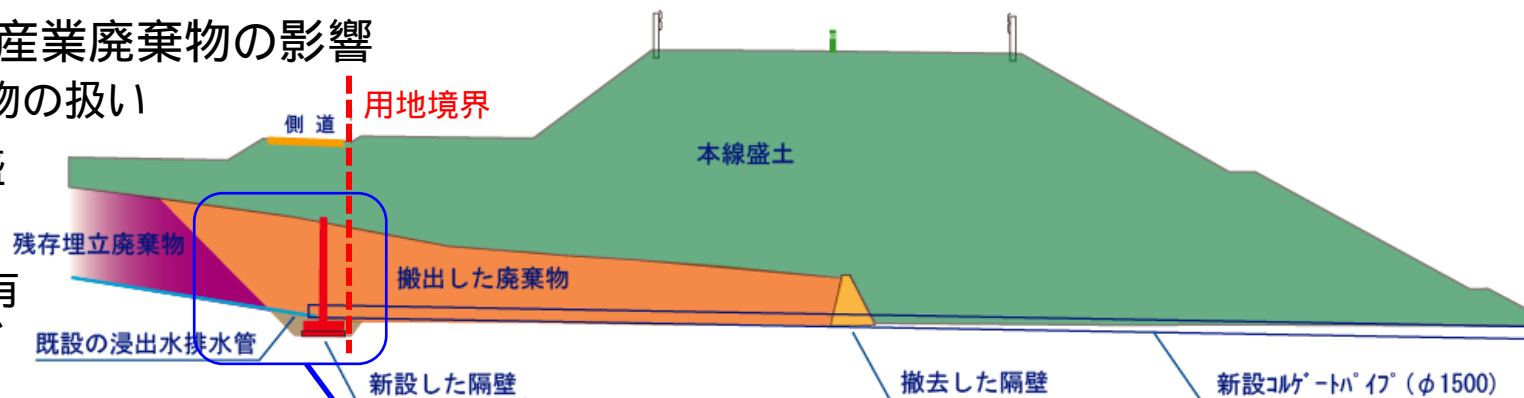
【取組内容】埋立てした産業廃棄物の影響

1) 本線盛土下の埋立廃棄物の扱い

- ・埋立廃棄物上にそのまま盛土した場合

圧密による浸出水からの有害物質の流出の可能性がある

将来何らかの環境への影響が出た場合、区域外の残存埋立廃棄物との原因特定が困難

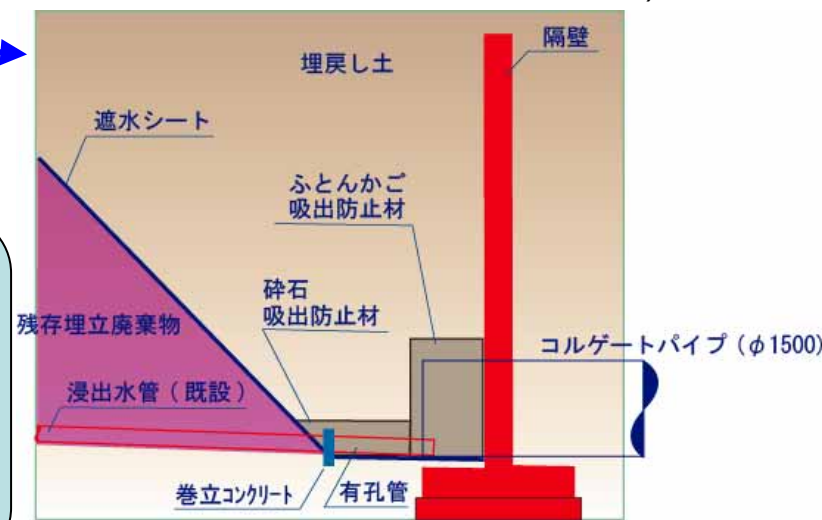


埋立処分場部の形質変更計画横断図
(本線盛土下の埋立廃棄物の搬出と残存埋立廃棄物との分離)

高速道路側が半永久的に管理リスクを負う可能性がある

対策

- ・本線盛土下となる埋立廃棄物をすべて搬出
- ・区域外の残存埋立廃棄物と明確な区分を図るため、盛土下に隔壁を設置
- ・本線盛土下に残存埋立廃棄物からの浸出水を処理するコルゲートパイプを設置



残存埋立廃棄物からの浸出水対策

管理リスクを回避できる本線盛土構造の決定

経営努力要件適合性について

関係機関と協議を行い、同意を得て、橋梁構造を盛土構造に見直したことは、
会社の主体的な提案および協議によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

橋梁構造を盛土構造に見直すことによる工事費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議